

1950年代初頭における「偏向教育」問題と教員処分体制の構築 ——武佐中・旭丘中の教員処分事件を中心として——

池 内 正 史
IKEUCHI Masashi

はじめに

本稿は、1950年代初頭、北海道・武佐中、京都・旭丘中において政治的「偏向教育」¹ 実践として問題化された事例について、これらを同時期の教員処分事件の典型と捉える観点から検討を加えたものである。具体的には、両処分事件の事実経過・実態について、適用された根拠法令、処分権者、処分内容、および処分を不当・違法とする被処分者側の抵抗の論理（その法的根拠）などに特に注目しつつ、その整理に努めた。

またこうした「偏向教育」の問題化－処分という動向は、教員の教育実践・政治的活動に対する国家的な規制・法制化へと向かう当時の動向ともかかわるものであり、その経過についても検討を加えた。以下が、本稿の構成である。

第一節では、武佐中と旭丘中のそれぞれ事例の概要と下された処分について述べる。またこのふたつの事例と、1950年代初頭の教育二法の立法化にみられる国家・教育行政当局の政策とのかかわりについて触れる。

第二節では、武佐中における事例に焦点を当て、その実態を時系列的に整理し、下された分限免職等の処分の詳細や被処分教員たちの立場、処分後の動向に検討を加える。

第三節では、同じく旭丘中における事例・実態を時系列にそって整理した上で、被処分教員たちにくだされた転任、および後の懲戒免職処分について、その法的・政治的側面に注目しつつ、検討していく。

第四節は、本稿の小括として、二つの教員処分事件の「偏向教育」に関する国家的な総括と教育二法の立法化のかかわりを考察し、本稿のまとめとしている。

なお本稿は、日本教育行政学会・第45回大会（於：筑波大学）でおこなわれた共同研究発表「戦後公教育と教員処分体制（1）－1950年代の教員処分の実態と構成」（発表者：元井一郎氏ほか6名）の一部として、筆者が執筆した「教員処分をめぐる実際（1）－『偏向教育』問題と教員処分：武佐中・旭丘中における教員免職処分」に大幅に加筆したものであることを、ここに記しておきたい。また、事件の経過の記述にあたっては、当時の資料に記された表現をそ

のまま引用していることを予めお断りしておく。

1. 二つの事例の概要と関係教員に下された処分

1952年4月22日、北海道標津郡中標津町の武佐中学校が政令325号（占領目的阻害行為処罰令）違反容疑で警察による捜索を受け、占領下で公然活動が事実上規制されていた日本共産党の発行物『球根栽培法』『平和と独立』²等の文書類が押収された。この捜索を契機として、同校授業時間内の全面講和論強調や作文指導の傾向などをめぐる「偏向教育」（「赤い教育」）が周辺地域・住民間で広く取りざたされ、同年8月15日には道教委によって関係教員が処分（1名休職、2名分限免職、1名依願退職）された。

他方、1953年12月には、京都市北区・旭丘中学校の「平和教育」の実践に関し、これを「偏向教育」であるとして是正を訴える保護者有志の学校への申し入れや、周辺へのビラ配布等が活発におこなわれた。そうしたなか、翌54年3月、京都市教委は旭丘中の三教論に対し「転任勧告」をおこない、4月1日には異動を発令したが、三教論は不当人事として転任を拒否し、授業を継続した。市教委は5月5日に三教論に対する懲戒免職処分を断行した。

以上が、一連の事態と下された処分の概略である。ところで、ここに取り上げた二つの「偏向教育」事例は、単なる一地方における例外的事態としてではなく、その政治的「偏向」が、当時の教育政策・立法過程のいわば梃子として広く問題化されたことが注目される。1954年3月の「教育二法」³をめぐる国会審議の場では、上記の両事件を事例にとりあげた文部省資料『二十四の偏向教育事例』⁴が配布された上で、証人からの聞き取りなどをまじえた論戦がおこなわれることとなったのである。

このような教育二法の立法化にみられる教員の教育実践・政治活動への抑圧・規制の動きは、1950年代の国家・教育行政当局による教員政策・教員処分体制の形成・展開のひとつの特徴をなすものである。米軍を中心とする連合軍による占領体制の終結—サンフランシスコ講和条約調印（片面講和）による日本の国際社会への「復帰」、中華人民共和国の成立（1949年）をはじめとした東アジアにおける民族解放・社会主義勢力の伸張といった激動の国際・国内状況を背景として、当時の国家・教育行政は自らが「政治的」と見なした教員の教育実践・政治的活動・教員組合運動への抑圧・規制を強く企図していた。⁵ 武佐中や旭丘中における事件発生から関係教員への処分という経過は、教育二法の制定という政策的動向とも関連させられることで、教員の「適格性」や「教育の政治的中立」等の諸観念をあらたに法的・社会的に定着せしめようとする過程の一角に位置づいたとみることもできる。そうした観点から、以下にこの両処分事件の経過を検討していきたい。

2. 武佐中における「偏向教育」事件と教員処分

(1) 武佐中事件・略年譜

以下が、武佐中における事件の経過をまとめた略年譜である。ここで生じた様々な事象については、後に検討を加えたい。

- ◎1951年夏 北海道教委に武佐中学校の「教員の思想」等に関する無記名の投書3通が届く。
道教委から学校に注意と学校経営についての諮問がおこなわれる。
- ◎1952年
 - 4月22日 標津地区警察署が政令325号違反容疑で武佐中学校（3学級120名、当時）、および校長宅、教諭宅を捜索。『球根栽培法』『平和と独立』などを押収。
 - 4月26日 部落大会において、校長、教頭、教諭の3名の不信任－即時退職が決議される。
その後、事件処理は道教委に委ねられ、「真相調査」が開始される。
 - 6月20日 生徒の同盟休校がおこなわれる。
※こうした事態の展開を受け、道教委・北教組・町当局・部落側・学校側と五者会談を開催。校長は即時辞職願提出、三教諭が8月15日をもって辞職するという結論が出される。これについて、教員らは事実上の辞職強要であったと後に主張。
 - 7月23日 校長が心労により不調となる。教諭らは、これを理由に「事件はボスたちのデッチあげによるもの」とあらためて主張。
 - 8月15日 道教委は「その職に必要な適格性を欠く」という理由で教諭2名を分限免職処分。校長は休職処分、教諭1名は依願退職に。免職の2教諭は不利益処分の提訴請求をおこなう。
- ◎1953年
 - 2月12日 中標津町公平委員会⁶で不利益処分の審理が開始される。
※地方教育委員会発足の時期にあたり、事件は道教委から町教委に移される。
- ◎1954年
 - 3月3日 文部省が『二十四の偏向教育事例』を国会で配布。
 - 3月31日 公平委員会で処分は妥当との判定がなされる。
※これを不服とする元教諭2名は、中標津町公平委員会を釧路地裁に提訴。
(免職処分審査請求に対する判定処分取り消し請求)
- ◎1957年
 - 2月27日 釧路地裁、原告の請求を棄却。原告側は上告。
札幌高裁、一審判決を支持。原告側は最高裁に上告。

◎1973年

12月14日 最高裁、上告を棄却。

(2) 警察の搜索と政令325号について

1952年4月22日、警察は政令325号に基づいて搜索をおこなった。この件は、同年10月16日、押収された文書類は配布目的ではないとして釧路地検により不起訴とされた。後の国会証人⁷の証言によれば、道教委の搜索へのとらえ方は「この問題で偏向教育をしたということではなく」というもので、「捜査を受けた後反省の色もなく」という点が主に問題化されたという。このことは、実施されていた教育の内容自体における「偏向」を具体的・直接的に問題化していないという意味で、後の免職処分への道教委の説明の論調とも符合している。

(3) 部落大会における「不信任」とその理由

1952年4月22日の警察による学校等の搜索の後、住民有志より部落大会の開催が呼びかけられた。同25日には学校側とPTA会長が相談の上、翌26日に大会を開く手はずが整えられた。

同26日、まずPTA総会として設定された場で校長からの経過報告がなされ、その後に総会は部落大会へと切り替えられた。大会では議論の後、下記のような理由を挙げた上での「学校の教育が信頼できるかどうか」を問う投票がおこなわれ、157対14（棄権3）で「不信任」となった。なお、不信任の理由は、次の三項目であった。

- (1) ○○○○氏（筆者注：教諭の実名）は結核菌をまいている。
- (2) 反税指導をした。
- (3) 赤い教育をした。⁸

(4) 道教委の分限免職処分と被処分教員側の反論

1952年8月15日、道教委は「その職に必要な適格性を欠く」などとして、処分をおこなった。分限免職となった教諭のひとりへの「免職処分説明書」⁹には、たとえば次のように記されていた。

一、4月22日の事件に原因し部落大会より学校職員としての信頼を喪った後反省の色なく、却って事実を歪曲し、確認せざる事実でない事実を述べ、又はことさらに事実を誇大に表わして部落民を刺激し、学校職員と意思感情の疎隔を更に大にし、部落民の学校に対する信頼感を喪わしめた。

一、教育内容、教育方法に、教育職員として逸脱過激のもの多く、父兄の学校教育に対する不安感を生ぜしめ、延いて学校に対する信頼を喪わしめた。

一、学校における生徒訓育に当たって、暴力肯定や遵法精神に背く言辞を用い、生徒に悪感情を与え、父兄の不安感を増大し、学校に対する信頼を喪失させた。(以下、略)

ところで、以上のような論調からは、道教委として、いわゆる「赤い教育」やそれが取りざたされる契機となった警察の搜索そのものを処分の直接的な理由とはしていないことがうかがえる。説明のなかには教育内容、教育方法への「逸脱過激」といった言及もあるが、何をもってそうみなすのかという具体的基準が明示されているわけではない。それよりも、この時点での適格性の欠如＝処分に至った主要な根拠とは、文中でも繰り返されているように住民への「信頼感を喪」い「不安感」を与えていることへの、いわば結果責任にあったと読み取ることができよう。これは換言すれば、搜索とそれを契機とした部落大会の「不信任」という既成事実を、学校秩序の回復・維持のために教育行政当局としていわば追認した、もしくは追認せざるを得なかったものと考えられる¹⁰。

なお被処分教員の側は、こうした「信頼感を喪った」との指摘に対し、「不信任」とされたさきの部落大会においては「同一筆跡の印鑑のみ異なる委任状」が複数発見されたことや、大会運営の「封建性」等の問題性を列挙し、投票結果は公正な意見の反映ではないと述べている。さらに、教員たちのおこなった教育がいわゆる「赤い教育」か否かについては、道教委自身がまとめた事件報告書（1952年6月27日付）が、学校の教育面については「比較的良い方」と記していること等を根拠に、指摘はあたらないとの反論を加えているのである¹¹。

(5) 処分後の動向

上記の略年譜に示したように、その後の処分の妥当性をめぐる争いの舞台は中標津町公平委員会に移され、同公平委員会において処分が妥当との判断後は、釧路地裁における公平委を相手取っての処分取り消し請求がなされた。その結果は請求棄却であった。

地裁判決の段階では、「教育の内容、方法に逸脱過激の傾向があった」という点を地裁は具体的に認定し、原告が「教職に必要な適格性を欠く」と判断していることが注目される。たとえば授業内での全面講和論強調、反米好ソ説話とされるものに対し「或る特定の立場の正当なことを強調し、その立場に基づいて種々発言」したものと認め、適格性欠如の根拠のひとつとしている。これらは処分発令の時点からは踏み込んだ判断と言える。

「偏向教育（赤い教育）」とされるこの処分事件は、政令325号による搜索とそれを受けた部落大会での「不信任」を発端とするものであった。ただしこの搜索自体は教育内容・方法における問題の所在を具体的に明らかとするものではなく、また搜索を契機とした大会での「不信任」も同様である。それが住民の総意といえるものであったのかどうかさえ、前述のように疑

問や反論が出されていた。

以上から総じて、この「不信任」－処分発令という過程について、次のように指摘できるだろう。すなわちその過程は、被処分教員による教育実践の内容・方法、あるいはその背景が具体的に問われ、結果としての処断に至ったものとはいえない。というよりも、そもそもの政令325条適用という占領下における「超法規的」な捜索にはじまり、本事例で「不信任」「不適格」とされたのは、主要には、教育実践において示された政治的立場を含む教員個々人の「資質・属性」というべきものであったと考えられる。そしてこうしたことは、同様に全国的に注目された「偏向教育」事例であっても、次に触れる旭丘中の事例とはその性質を異にするところとして注目されるのである。

3. 旭丘中における「偏向教育」事件と教員処分

(1) 事件の経緯

以下に、旭丘中における事件の経過を略年譜として記していく。内容的な検討については後に行うこととする。

◎1953年

12月14日 保護者有志が「平和教育」を批判するビラを配布。

◎1954年

1月24日 一部の保護者が「偏向教育是正」を市教委に要望。

3月3日 文部省が『二十四の偏向教育事例』を国会で配布。

3月9日 国会調査団が京都入り。

3月29日 旭丘中の教員・保護者・生徒らが、市教委に転任反対の申し入れ。

4月1日 市教委、旭丘中の三教諭に転任発令。三教諭はこれを拒否。

(3月中に、すでに「転任勧告」が出されていた)

5月5日 市教委、旭丘中三教諭に懲戒免職処分。ただちに「処分執行停止」申請される。

5月10～19日 旭丘中で三教諭を含む授業が実施。

5月11～19日 市教委、岡崎勸業館で旭丘中の「分裂授業」。

5月15日 府教委、旭丘の事件であっせん。

5月31日 京教組、旭丘中の事件に関するあっせん案を受諾。

6月1日 旭丘中で授業再開。

7月24日 「処分執行停止」申請が却下される。

8月3日 被処分三教諭の「懲戒免職処分取り消し請求」審理開始（京都地裁）。

◎1955年

1月20日 京都市人事委員会、懲戒処分を認める判定。

3月5日 京都地裁、「処分を決めた臨時教育委員会は非公開で行われたので違法処分は取消す」との判決。市教委が控訴。

◎1959年

5月25日 大阪高裁・第二審でも原告勝訴。市教委は上告。

◎1961年

4月27日 最高裁、二審判決を破棄し、大阪高裁に差し戻し。

◎1968年

11月19日 高裁・差し戻し審で市教委の主張を全面的に認めた判決。原告が上告。

◎1974年

1月29日 最高裁が免職を認める判決。

(2) 市教委の三教諭に対する懲戒免職処分とその争点

旭丘中の「平和教育」の実践をめぐることは、事件の発生当初から、これを「偏向」と非難・批判する立場、もしくはあくまで擁護する立場と言った双方の立場から評価が論じられてきた。また近年、あらためてその再評価をおこなうといった試みもなされている¹²。ただ以下ではそうした詳細には立ち入らず、事態を教員処分の一事例・事件とする観点から、処分の理由・内容やその法的な性格・争点を中心として記述するにとどめたい。

1954年5月5日、市教委は「不当人事」として転任を拒否し続けていた三教諭に懲戒免職処分を下した。「上司の命令及び職務上の義務違反」に対する処分として、地方公務員法第29条第1項第1号、及び第2号が適用された。

この市教委の懲戒処分に対し、まず直ちに「処分執行停止」の申請がなされることとなった。しかしながら、この申請は吉田茂首相による指揮権発動（行政事件特例法による異議申請）によって却下された。

その後、「懲戒免職処分取り消し請求」の行政訴訟＝法廷闘争が20年にわたって繰り返されたが、その裁判戦術にある特徴がみられた。原告・弁護団は、(旧)教育委員会法37条1項が委員会の公開を定めていることなどを根拠として、争点を処分の議決が法の定めた手続きに違背しているという点に絞り込んでいったのである。その結果、地裁では非公開の臨時教育委員会は違法であり、処分を取消すという判決が出された。高裁においても同法34条4項の定める委員会開催の「三日前告示」が守られず、実際は20分前であったことを違反とし、原告勝訴の

判決となった。しかし、後の最高裁では「教員の人事に関する議案は従来すべて秘密会で審議していた」こと、委員会開催に「急施を要する場合」の告示は三日前でなくてもよいなどといった判断を示し、判決を差し戻した。その後、主としてこの最高裁判決が踏襲されることで原告側の敗訴確定に至ったのである。

以上のように裁判では、処分手続きの形式面が主な争点とされた。その他方、旭丘中において「偏向教育」として問題化された教育実践の特質は、最終的に懲戒免職処分へと至る、被処分教員たちの転任拒否—授業継続という姿勢に凝縮して示されているともいえよう。たとえば当時においても、転任を拒否する際に3教諭のように授業実践を長期間継続するというのは例外的であった。当事者をして後に「ぎりぎりのたたかい」とも称されるこうした例外的な戦術は、旭丘中の「平和教育」が、被処分教員たちをはじめとした教員グループ・保護者・住民・教組等の主導による学校ぐるみの組織的・系統的な実践という特質に支えられたものであったと考えられる¹³。また、まさにこうした特質を捉えた実践の「偏向教育」としての問題化と転任処分は、教育二法制定の先駆けをなすものと受け止められ、転任処分をめぐる事態はその立法化の是非を問う政治的攻防としての様相を呈していた。ゆえにそこには、後の免職処分の発令という予測され得る事態への覚悟¹⁴さえ存在したことは想像に難くないと言えよう。

4. 二つの教員処分事件に関する小括

以上、二つの処分事件に整理・検討を加えてきた。ところで先述の通り、武佐中学校・旭丘中学校における教育実践は、文部省『二十四の偏向教育事例』中に収集されることになった。この資料が提出された教育二法の審議の場（1954年3月3日 第19回国会・衆議院文部委員会）において、当時の大達茂雄文相が両事件に対し、以下のように異なった評価をしている点が注目される。

まず、武佐中での事件に関しては次のように述べている。

「ただ今度の法律（筆者注：「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」。以下「中確法」）がかりにその当時できておつたと仮定して考えてみる場合には、その杉原君がやつた教育が、どこかの教員団体を通じて教唆扇動されて、その働きかけに基いてやつたということであれば、これは明瞭にこの法律にひつかるわけでありませぬ。しかしその点が明瞭でありませぬ、その点が立証されていなければただ本人が乱暴なことをしてむちやをした、こういうことに当然なります。従つてこの法律ができましても、かりにそういう事件があれば、やはり最終にとられた、本人を懲戒処分の対象にした、こ

うということしかできないと思うのであります」¹⁵

他方で、旭丘中での事件については次のように述べている。

「旭丘中学校における教育の実情は、私は明らかに共産党を支持させるに足る教育である、かように思います。ただそれが外部からの団体を通して、あるいは学校外の教員のグループ、そういうものの働きかけとして、これが教唆扇動されておるという事実があれば、私はこのいわゆる第二の法案（筆者注：教育二法のうちの「中確法」）に該当するものである、かように考えております」¹⁶

すでに見てきたように、武佐中と旭丘中の処分事例は、ともに周辺から「偏向教育」を取りざたされたことを発端とするものではあるが、処分の事由は、「その職に必要な適格性を欠く」という理由での分限免職処分であり、あるいは転任という処分であった。問題は、教育二法の制定趣旨にある「偏向教育」という概念に、それぞれの事件での教員の実践が腑分けされた点である。二つの処分事例は、教育二法において一方は規制対象外であり、他方は規制対象となる教育実践であると区別されるのである。まさに教員の教育実践が、国家的な総括によって規制の対象となる「偏向教育」か、否かが判断されることとして法整備がなされたということである。教育実践に対しての公教育支配、換言すれば教育の政治的支配の論理を有する法制度の整備、それを通じての教員への統括的な管理、規制が教育二法を通して整備されたのである。そこには教員の政治的運動への一定の規制を企図する処分体制の構築が目指されていたと指摘できる。

以上のような「腑分け」「規制」という観点からは、1950年代の教員処分における両事件の位置づけについて次のように述べることもできるだろう。前述のように、武佐中事件・処分は教育実践における「特定の政治的立場」を含めた当該個々人の資質・属性（とりわけ共産党関係者としての）を重くみたという性質のものであり、その不利益処分の可否等をめぐる争いは後々まで続いたものの、基本的には占領最末期における教員レッド・パージの一端に連なるものであった。他方で旭丘中事件においては、占領体制終結を条件とした戦後的な社会的・教育的秩序（またはその動揺）のもと顕在化した、外部団体による組織的な働きかけに基づくとされる学校ぐるみの実践（およびその継続）が具体的に問題とされた。そしてこれに対する処分構造・処分者側における「偏向」認識は、占領期とは連続性を備えつつも区別される戦後的な論理に基づき構築される必要があったのであり、そうした意味で上記した教育二法による国家的な総括・法整備とより緊密に結びつけられていったのである。

【注】

- 1 「偏向」という概念の適用には、なにをもってそのようにみなすのかという一義的な基準設定の困難が本来的にとまらぬ。また、故にそれがポリティカルな論争を不可避免的に招き入れることはいうまでもない。そうした前提を指摘の上で、この時期に「偏向」を問題化した大達文相（当時）の以下の発言を紹介しておきたい。

「偏向事例について、共通した点は第一に、学校の業務管理をしてゐる。つまりその学校における教員組合の分会であるとか、或は木曜会、水曜会などの名称を持つ比較的赤い先生の会がある。その会で学校の運営管理を掌握する」

「それから教育の内容であるが、これは大体共産党、共産教育と見ていいのである。所謂共産主義の礼賛」

「それから皇室の誹謗、これは天皇制打倒といふようなことは、今は表に出してゐないがこれに通ずるものである」

（以上、『戦後日本教育史料集成』第四巻、同編集委、1983年、161頁「日教組に蹂躪された教育の現状」より）

- 2 二誌ともに、共産党・第五回全国協議会（1951年）で採択された、党の軍事方針の宣伝を目的とする非合法出版物。前者の『球根栽培法』という誌名は偽装であり、内容とは無関係。
- 3 「教育二法」とは、次の法律をいう。

「教育公務員特例法の一部を改正する法律」（昭和二十九年法律第百五十六号、1954年6月3日公布）

「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（昭和二十九年法律第百五十七号、1954年6月3日公布）

- 4 前出『戦後日本教育史料集成』第四巻、144～151頁。
- 5 教育二法の立法化のプロセスとその背景としての国際・国内状況の詳細については、共同研究発表（元井一郎・尾崎公子・林公一・住友剛・広瀬義徳・池内正史「戦後公教育と教員処分体制（1）—1950年代の教員処分の実態と構成」日本教育行政学会・第45回大会自由研究発表、2010年10月3日、於：筑波大学）において触れられている。特に同発表原稿の「1950年代における教員処分体制の構築と教育二法の成立—戦後教育行政における〈旧内務省的なもの〉と教員統制をめぐって」（広瀬義徳執筆）は、当時の状況下における二法の立法化の担い手とその思考・論理を詳細に分析したものである。
- 6 公平委員会とは次のような機関である。

「地方公共団体の人事機関の一種。人事委員会を置かない地方公共団体は条例で単独に置くか、または地方議会の議決を経て定める規約により他の地方公共団体と共同して置く。職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、および必要な措置をとり、または不利益処分を審査し、必要な措置をとる機関」（杉村敏正、他編『新法学辞典』日本評論社、1991年）

- 7 北教組役員（当時）星野健三氏による証言（『日教組 教員弾圧史1953』教育図書館所蔵）。なお、同書には項数が記されていないためにこれを略す。
- 8 この三項目については、当事者の教員から以下のような証言がなされている。すなわち（1）については、以前に結核に罹患したが、医師の診断に基づき教職に就いていたこと。（2）については、町役場からの通達物として町民税の滞納督促状を中学校側が（その内容を知らずに）生徒に渡し、結果として騒動の原因となり回収に至った。その後、役場からの文書の配布を断るようにしたことが「反税」として問題化されたという。（道東地域問題研究会『武佐中学校事件 50周年記念誌』、2002年、27頁）
- 9 同上、28～29頁。
- 10 部落大会の席には、道教委の事務局長も参加し「決議の線に沿って善処します」と挨拶がなされていたという（同上、25頁）。また、中標津町長は、大会後「あの教員達を早くやめさせなければ、部落民は子供を学校にやらなくなるだろう。そうすれば武佐中学校は廃校にせざるを得なくなる」（同上、26頁）と述べたとされる。
- 11 前出、『日教組 教員弾圧史1953』
- 12 森田尚人「旭丘中学事件の歴史的検証」（上）（下）、（『教育学論集』第50集～第51集、中央大学教育研究会、2008年3月、2009年3月）。
- 13 京都教職員組合『京教組40年史』（1990年）では、「旭丘教育から学ぶもの」として、以下のように言及がなされている。

「この旭丘闘争は京教組はもちろんのこと、全京都の労働者や全国の教師、父母、労働者がスクラムを組んで『民主教育と民主的な学校』を守ろうとするぎりぎりのたたかいで、左右社会党（講和条約の評価をめぐる左右に分裂）をはじめ、日教組の一部幹部は極めて当初から批判的であった。」（98～99頁）。また分裂授業への社会党左右両派の態度は「事件は政府の陰謀だが、学校の自主管理や生徒を闘争にまきこむことは許されない」というものであった（同上、99頁）
- 14 この転任拒否という闘争戦術の例外性については、たとえば「免職がありうることを前提して、あえて赴任を拒否して旭丘の教育を放棄しなかったのだとすれば、それは、不当転任反対闘争の一形態と言うより、他の別のたたかい」とする評価もなされてきている。（日本教職員組合『日教組弁護団編戦後教育裁判史 日教組弁護団25年史』、1980年、67頁）
- 15 「第19回国会衆議院文部委員会議事録第十二号」、17頁
- 16 同上、23頁